



11月25日から12月1日は 犯罪被害者週間です

犯罪被害者等(犯罪被害を受けられた方やその家族・遺族)に対する理解を深めるため、集中的な啓発事業が行われる犯罪被害者週間。この期間に、犯罪被害者等への支援の必要性について理解を深めましょう。

犯罪被害者週間

毎年、「犯罪被害者等基本法」の成立日である12月1日以前の1週間(11月25日～12月1日)が「犯罪被害者週間」と定められています。この期間中、犯罪被害者等の置かれている状況や名誉、平穏な生活への配慮の重要性などについて、国民の理解を深める集中的な啓発事業などが実施されます。



犯罪被害者等を取り巻く環境

犯罪被害者やその家族、遺族の皆さんは、犯罪などによる直接的な被害だけでなく、心身の不調や苦痛、周囲の無理解や配慮に欠ける言動などによる間接的な被害、いわゆる二次被害に苦しめられることも少なくありません。市では被害に遭われた方々の負担が少しでも軽減され、安全に安心して暮らすことができよう、関係機関と連携して、犯罪被害者等に寄り添った支援に取り組んでいます。

悩まずにご相談ください

犯罪被害に遭われたら、一人で悩まず、次の窓口にご相談ください。

- 交通防犯課(平日8時30分～17時15分 ☎382-9022)
※被害に遭われた方に対して、関係機関の紹介や必要な手続きをご案内します。
- 県警本部被害者支援室
(平日8時30分～17時15分 ☎059-222-0110)
- (公社)みえ犯罪被害者総合支援センター
(平日10時～16時 ☎059-221-7830)
- みえ性暴力被害者支援センター・よりこ(寄り添う心)
(平日10時～16時 ☎059-253-4115または#8891)

犯罪被害者等支援金を支給しています

市では、殺人など故意の犯罪行為により不慮の死を遂げた被害者のご遺族、または犯罪行為により重傷病や精神疾患を負われた被害者の方に対して、経済的負担の軽減を図るための支援金を給付しています。詳しくは、交通防犯課までお問い合わせください。

対象	要件	種類	金額
犯罪行為により亡くなった被害者の遺族	死亡	遺族支援金	30万円
犯罪行為により重傷病を負った被害者本人	療養期間1カ月以上かつ通算3日以上 の入院など	重傷病支援金	10万円
特定の犯罪行為により精神疾患を負った被害者本人	療養期間3カ月以上かつ通算3日以上 労務に服することができないなど	精神療養支援金	2万5千円



犯罪被害者等が平穏な暮らしを取り戻すためには、皆さん一人一人が犯罪被害者等の置かれている状況を理解し、寄り添い、二次被害が生じないように十分配慮することが大切です。犯罪被害者等を社会全体で支えるために、市民の皆さんのご理解とご協力をお願いします。